

富ヶ谷町会会則

第1条 本会は富ヶ谷町会と称する。

第2条 本会は本会の趣旨に賛同する富ヶ谷1丁目(別紙図面の如し)に居住する世帯主及び町内に事業所をおく経営者あるいは事業所の責任者を持つて組織する。

第3条 本会の事務所は町長宅に置く。

第4条 本会は民主的な自治の精神に即り会員の総合の自主的協力により防犯、防火・防災、衛生、体育、交通、青少年育成等に協力し町内文化の向上、福祉の増進を図り、各種公共団体との連絡および会員総合の親善を測るを持って目的とする。

第5条 本会は第4条の目的を達成のために次の事業を行う。

1、会員相合の親睦、文化の向上発展を図ること。

1、防災予防、犯罪防止並びに災害救助に関する事。

1、保健衛生、環境衛生に関する事。

1、青少年の健全育成に努む。之が為、青少年団体の育成を図ると共に各種指導機関の援助並びに連絡協調を図る。

1、会員相合の福祉親善を図るため、慶弔ならびに災害に際し意思表示をなすと共に之に協力すること。

1、各種団体並びに連合会等の協力援助に関する事。

第6条 本会は前条の目的を遂行するため次の部門を設ける。

1、総務部 1、防犯部 1、交通部 1、防火・防災部

1、保健衛生部 1、文化体育部 1、青少年部 1、広報部

第7条 本会は経費は会員の会費、寄付金及び区の補助金を以て之に充てる。

第8条 1、本会は年会費1口1,200円とし口数は何口でも良い。

1、会費は役員が各分担に応じて集金を行うこと。

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日までとし総会において予算及び決算の承認を受けるものとする。

第10条 会費は脱退した場合といえども既納の会費はもどさない。

第11条 本会に次の役員を置く。

相談役 若干名

会長 1名 副会長 若干名

会計庶務 1名 会計監事 1名

理事 若干名

総務部長 1名 防犯部長 1名

防火・防災部長 1名 交通部長 1名

保健衛生部長 1名 文化体育部長 1名

青少年部長 1名 広報部長 1名

また地区的民生委員、主任児童委員も役員に加える。

第12条 役員の任務

1、会長は本会を代表し会務を処理し会議の時は議長となる。

1、副会長は会長を補佐し会長に支障あるときは是を代理する。

1、理事は一般会務を分担する。

1、会計は会計事務を処理し、金銭物品の出納を正確に記録保管し、
役員会より請求があった時は隨時帳簿を見せて収支の報告をする。

1、会計監事は会計を監査する。

1、総務は一般企画、庶務、渉外、広報を○り議事や事業の記録等を行
い、議事録、事業記録、会員名簿を保管してその他必要品の購
買および保
管にあたる。

1、広報はひろく町会活動を広報する。

第13条 会員は役員会において推薦する。

第14条 副会長、会計、監事は理事の互選による。

第15条 役員の任期は2ヵ年とし再選を妨げない。又重任も妨げない。

第16条 役員は凡てその任期を満了しても後任者の就任するまではその職
務を継続するものとする。

第17条 本会は、総会、役員会、三役会とする。

第18条 総会は年1回4月または5月に開催し前年度の事業報告・決算報告
および当年度の事業計画・予算案の承認をなすものとする。

第19条 役員会は第11条の役員をもって構成し、幹部会は会長、副会
長、総務部長、会計庶務のほか会長の要請するメンバーをもって
構成し、必
要に応じて是を開催する。

第20条 総て本会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数なる時
は議長はを決す。

第21条 規約の改訂は総会の議決による。

附則

第22条 会員死亡の場合は弔慰金5000円、会員の同居の家族死亡の場合は弔
慰金3000円を贈り弔意を表する。

但し会員または家族の申し出による。又特に町会に対し功労のあった人に対しては
役員会の決議に依る。